

お知らせします。2つの給付金。

臨時福祉給付金と子育て世帯臨時特例給付金



消費税率引き上げに伴う国（厚生労働省）の決定を受けて、市は「臨時福祉給付金」および「子育て世帯臨時特例給付金」を支給します。どちらの給付金も、平成26年1月1日現在で室蘭市民（住民基本台帳に登録がある）であることや、生活保護を受給していないことのほか、それぞれの給付金の受給資格条件があります。対象にならない場合は支給が受けられません。

●臨時福祉給付金●

受給資格者

市民税が課税されていない人。ただし、課税されている人の扶養親族は受給できません。

支給額

1人につき10,000円。次の1つでも該当する人は、5,000円が加算されます。

- ・高齢基礎年金や障害基礎年金、遺族基礎年金を受給している人
- ・児童扶養手当や特別児童扶養手当、特別障害者手当などを受給している人

●子育て世帯臨時特例給付金●

受給資格者

平成26年1月分の児童手当を受給している人で、平成25年の所得が児童手当の所得制限限度額に満たない人。ただし、左記の「臨時福祉給付金」の対象となる人は、この給付金を受給できません。

支給額

受給資格者の平成26年1月分の児童手当の対象となる児童1人につき10,000円



受給資格の有無はホームページで確認じゃ！
<http://www.2kyufu.jp/check/>

今後の情報は、市または厚生労働省のホームページをご覧ください。

●申請方法●

6月下旬以降に、対象となる人に申請書を送付します。なお、申請書の受け付けは7月以降を予定していますので、別途お知らせいたします。

※公務員で「子育て世帯臨時特例給付金」の対象になる人には、勤め先から申請書が配布されますので、平成26年1月1日に住んでいた市町村に、受け付け時期を確認し、申請してください。

《詳細》

市・臨時給付金担当(高齢福祉課内)
 臨時福祉給付金について ☎50-5102
 子育て世帯臨時特例給付金について ☎50-5103
 ☎25-3330 ☎fukushi-soumu@city.muroran.lg.jp
 厚生労働省
 2つの給付金専用ダイヤル ☎0570-037-192
 2つの給付金ホームページ ☎http://www.2kyufu.jp/

相談

相談名	実施日	時間	会場	申込先・詳細
市民相談(生活の悩みなど)	土・日・祝日を除く毎日	9:00~17:00	市民相談室 (市役所本庁舎1階)	市民相談室 ☎25-2703
消費生活に関する相談	土・日・祝日を除く毎日	9:00~17:00	消費生活センター (市役所本庁舎1階)	消費生活センター ☎25-3100
	土・日・祝日	10:00~16:00	消費者ホットライン ☎0570-064-370	
弁護士による無料法律相談	14日(土)・28日(土)	9:30~12:00 (相談時間30分以内)	中小企業センター	市民相談室 ☎25-2703 (1日先着5人・事前に申し込み)
行政相談委員による定例相談 (国や道、市の行政について)	12日(木)	13:00~15:00	モル工中島内 サンドラッグ横通路	北海道管区行政評価局行政相談課 ☎011-709-1803
行政書士くらしの無料相談 (相続、各種認可、届出等について)	21日(土)	9:30~12:00	中小企業センター	北海道行政書士会室蘭支部 ☎23-3207
身体・知的障がいのある人と家族 のための相談支援専門員による障 害福祉サービス利用などの相談	20日(金)	13:00~16:00	障害者福祉総合センター (びあ216)	びあ216 ☎45-6611 ☎45-1003 (就労に関する相談は事前に予約を)
納税相談 (納付もできます)	18日(水)~27日(金)	17:15~19:00 (土・日曜日は 10:00~15:00)	市・納税課 (広域センタービル1階)	市・納税課 ☎25-2314 ☎25-2321 ☎25-2708 ☎25-3177
特設人権・困りごと相談所	1日(日)	9:30~12:30	札幌法務局室蘭支局 (室蘭地方合同庁舎3階)	室蘭人権擁護委員協議会事務局 ☎22-5111